

期間：令和4年6月1日から令和5年3月31日まで

遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

# クロマグロ

## 資源保護のお願い

クロマグロ(メジ、ヨコワ、シビ等)の  
資源回復のため、採捕制限を実施しています。  
遊漁者の皆様にもご理解とご協力をお願いします。

山口県水産研究センター提供



クロマグロ小型魚(30キログラム未満※)採捕は禁止！

意図せず採捕した場合には直ちにリリースしてください。

※概ね体長100cm以下

クロマグロ大型魚(30キログラム以上)採捕は報告を！  
キープは1人1日1尾まで！

重量、採捕した海域等を水産庁に報告をお願いします。

リリースしたものについては報告義務はありません。

時期ごとに採捕数量を管理し、数量が多い場合は  
採捕禁止期間を設けます。

資源状況が悪化しているクロマグロの資源管理のため  
広域漁業調整委員会の指示に基づき、遊漁によるクロマグロ採捕に規制がかかっています。

上記の詳しい内容は右のQRコードから水産庁のWebサイトで、  
釣行前には必ず採捕禁止期間ではないことを確認してください。



クロマグロ 遊漁

検索



水産庁

【お問合せ先】 水産庁管理調整課沿岸・遊漁室  
TEL: 03-3502-8111(内線6705)